

# 静岡県国土利用計画

—第四次—

平成20年4月

静岡県



# 目 次

## 前 文

### 第1章 県土の利用に関する基本構想

1 県土利用の基本方針	.....	1
2 利用区分別の県土利用の基本方向	.....	4
3 地域類型別の県土利用の基本方向	.....	7

### 第2章 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

1 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	.....	8
(1) 目標年次及び計画の基礎	.....	8
(2) 規模の目標	.....	8
2 地域別の概要	.....	10

### 第3章 第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

1 総合的な措置	.....	12
(1) 総合的かつ計画的な県土利用	.....	12
(2) 美しい景観の形成と環境の保全	.....	12
(3) 安全な県土の構築	.....	13
(4) 豊かな県民生活を育み快適でうるおいある空間の形成	.....	13
2 利用区分別の措置	.....	14
3 地域類型別の措置	.....	18
4 地域別の措置	.....	20

## 前 文

この計画は、国土利用計画法第 7 条の規定に基づき、静岡県における国土（以下「県土」という。）の利用に関する基本的事項について定める計画（以下「静岡県国土利用計画」という。）であり、県内の各市町がその区域について定める国土の利用に関する計画（以下「市町村国土利用計画」という。）及び静岡県土地利用基本計画の基本となるものである。

この静岡県国土利用計画は、社会経済情勢の変化に対応して、必要に応じ、見直しを行うものとする。

## 第1章 県土の利用に関する基本構想

### 1 県土利用の基本方針

#### (県土利用の基本理念)

県土が、現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、美しい景観の保全や自然との共生、災害防止、豊かで快適な県民生活の創造などに配意し、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを県土利用の基本理念とする。

#### (県土利用の現状と課題)

本県は、日本列島のほぼ中央部に位置し、面積は、7,780 k m<sup>2</sup>で、東西及び南北の長さはそれぞれ 155km、118km とやや東西に長い形状である。県土の南側には、506km の長い海岸線を有し、北側には、富士山や 3,000m を超える山々をもつ南アルプス等の急峻な山岳地帯をひかえている。

県土の大半は山岳地帯を中心に広がる森林で、県土面積の約 65% を占めており、県土面積から森林、主要湖沼等を除いた可住地面積の割合は、約 34% である。

地質は、中央部を南北に走る糸魚川・静岡構造線によってほぼ 2 分されている。東部地域は、フォッサ・マグナ地帯に属し火山性物質が広く分布し、西部地域は、堆積岩や変成岩からなっており、県下全域に脆弱で崩壊しやすい地層が広がっている。

気候は全般的に温暖で、日照時間も長く、年間を通じて快晴日数が多いが、近年、降雨の集中や短時間降雨量の増加などの現象も見られる。

本県は、温暖な気候や美しい自然環境に恵まれ、東西交通の要衝としての立地優位性を生かして、広範で活発な経済活動を展開し、豊かで住み良い県として発展してきた。

21 世紀を迎えた今日、急速な少子高齢化の進行による、本格的な人口減少社会が到来し、その一方で、経済のグローバル化、東アジアの急速な経済成長、急速な情報通信技術の発達、新産業分野の成長、ライフスタイルの多様化が進んでおり、多様な交流、主体に対応した多選択社会への移行に相応した土地利用のあり方が期待されている。

こうした中、最近では、景気の回復などにより地価は下げ止まりつつあり、また、全体として農用地、森林、宅地等の相互の土地利用転換の圧力は弱まっているものの、今後も土地の収益性や利便性に対応した新たな集積なども見込まれる。

今後も、引き続き、土地需要の量的調整、効率的な利用の観点から、県土の有効利用を図る必要がある。

他方、県民の中には、市街地内の低・未利用地、耕作放棄地や荒廃森林の増加、都市

化の進行に伴う身近な自然の喪失及び環境への負荷に対する懸念、東海地震の発生や風水害、土砂災害等への不安、さらには、心の豊かさや身近な自然とのふれあいに対する志向が高まっている。こうした県民の要請に応えるためには、環境や安全、豊かさ等に配慮した県土利用の質的向上を図る必要がある。

また、地方分権が進む中で、地域の発想を生かしつつ、広域的観点に立って地域の活力を高めていく県土利用を図る必要がある。

#### (県土利用の基本方針)

本計画における課題は、個々の土地需要の量的な調整だけにとどまらず、県土が限られた資源であることを前提に、より一層積極的に県土利用の質的向上を図ることである。

土地需要の量的調整に関しては、県土に形成された様々なストックを有効に利用し、適切に維持管理するとともに、土地の持つ公共性等を認識し、利用価値に見合った適正な地価の水準を確保しながら、土地の持つ適性を十分に踏まえ、慎重な配慮のもとで適切な土地利用転換を図る。

また、県土利用の質的向上に関しては、地域の様々な土地利用の相互の関係性の深まりや多様な主体の関わりの増大を踏まえ、総合的にとらえながら、次のような質的な向上を目指し、より良い状態で次世代へ引き継ぐための総合的かつ計画的な県土利用、すなわち「持続可能な県土管理」を図る。

#### ○美しい景観の形成や自然と共生した県土利用

自然環境は次の世代へ引き継ぐ貴重な資源であり、県土の利用に当たっては、温暖化問題など地球的視点に立って、環境への負荷の軽減を図り、持続可能な発展に配慮するとともに、富士山、南アルプス、浜名湖、伊豆半島の海岸線等、変化に富んだ優れた自然の保全や都市環境と調和した身近な自然の維持・復元などを進め、美しい景観の形成を図り、自然と共生した県土を創造する。

林業・農業従事者の減少や高齢化が進み、森林や農用地の管理不足による県土の荒廃が見られるが、森林、農用地等の持つ水源かん養、土砂流出防止、二酸化炭素吸収等の多面的機能を評価し、多様な主体の参加によりその整備・保全を図る。

河川の上流から下流までの地域が一体となった県土の管理や水源の保全を図る。

#### ○災害に強い安全な県土利用

県民の生命、身体及び財産を保護し、生活の安全を確保するため、被害をできる限り軽減する「減災」を目指し、東海地震等による地震災害に備えた適正な土地利用を図るとともに、風水害や土砂災害等に対応した農用地、森林、河川、海岸等の

保全や機能の維持・向上を図り、災害に強い安全で安心な県土利用を図る。

特に、地盤が軟弱な地域や液状化の発生の可能性が高い地域については、災害防止に十分配慮する。

#### ○豊かな県民生活を育み快適でうるおいある県土利用

人々の意識が経済的な豊かさから、精神的な豊かさ重視に変化し、ゆとり、やすらぎ、癒しのある自然や快適な空間を求めていることに十分配慮し、地域の個性を生かした魅力ある県土利用を図る。

豊かで住み良い地域を形成するため、快適性や利便性の向上を図る環境づくりを進めるとともに、恵まれた自然環境を生かした水と緑のうるおいある空間の形成を図る。

開発と保全との調和を基本に美しいまちなみ空間を創造するため、都市的土地利用の秩序ある集約化や低・未利用地の有効利用を進め、既存産業の振興のほか、新産業の創出にも配慮した県土利用を図る。

## 2 利用区分別の県土利用の基本方向

### 1) 農用地

本県の特徴を生かした活力ある農業を展開し、豊かな農産物を安定供給するため、農業生産基盤の整備を推進し、農用地の利用集積、優良農用地の確保、効率的な利用を促進するとともに、耕作放棄地等の利用されない農用地の発生防止と解消を図る。

また、自然と調和した景観の形成や洪水防止、水源かん養等、農用地の持つ多面的機能の持続的な発揮を確保するため、その管理・保全を図るとともに、環境への負荷の低減に配慮した農業生産の推進を図る。

農村地域における農地と宅地の混在化の進行などに対処するため、保全すべき農地の明確化と計画的な土地利用を図り、都市的土地利用との調和に努める。

### 2) 森林

環境保全や水源かん養、災害防止機能等の森林の持つ多面的機能を発揮しうる持続可能な森林経営の確立に向けて、二酸化炭素の吸収源の確保の観点からも必要な森林の保全と整備を図るとともに、地形等の不利な地域の荒廃森林の公的整備などの取組を推進する。

長期的かつ総合的な視点に立って、森林整備目標のもとに、適正な森林規模の確保を図るとともに、森林の多様性に配慮しつつ、必要な基盤整備などを進め、低コストで生産性の高い林業経営の実現を図る。

自然とのふれあいの場、保健休養の場として森林の整備や彩り豊かな森林景観づくりを進めるとともに、良好な生活環境を確保するため、都市周辺の森林の保全及び整備、農山漁村集落周辺の森林の適正な利用を図る。

原始的な森林や貴重な動植物が生息・生育している森林については、その適正な維持・管理を図る。

### 3) 原野

草原、野生生物の生息・生育地等の貴重な自然環境を形成している原野については、生態系や景観の維持に配慮し、保全を図る。

その他の原野については、自然環境の保全に配慮しつつ、適正な利用を図る。

### 4) 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、自然環境の保全に配慮しつつ、水資源開発、河川

氾濫地域における安全性の確保、農業用排水路の整備などに要する用地の確保を図るとともに、これまでに形成された県土の基盤について適切な維持管理・更新を実施する。

自然環境保全の配慮、水質浄化作用、生物の多様な生息・生育環境、うるおいある水辺環境、都市のオープンスペース等の多様な機能の維持・向上を図ることで、流域の特性に応じた健全な水循環の確保を図る。

## 5) 道路

高規格幹線道路、地域の活性化を支援する道路等、県土の東西や南北の交通網の整備を進め、快適に人・ものが行き交い、個性豊かな地域が結び合う道路交通ネットワークを地域の環境に配慮しながら構築する。

### ①一般道路

地域の交流や連携を促進し、県土の有効利用及び地域の活力を育む道路の整備を進めるため、必要な用地の確保を図るとともに、適切な維持管理・更新を実施する。

また、自然環境への配慮をしつつ、災害に強い安全で安心な道路や地域の歴史文化等の個性を生かした道路の整備を進め、利便性、安全性、快適性等の向上、良好な沿道環境の保全・創造を図る。

### ②農道

農業の生産性の向上や流通の合理化、農村の生活環境の改善、都市との交流を図る環境と調和した農道網の整備を進めるため、必要な用地の確保を図るとともに、適切な維持管理・更新を実施する。

### ③林道

森林の持つ多面的機能の維持・向上や林業の振興、山村の活性化を図るため、環境と調和し、森林施業と一体となった林内道路網の整備を進めるとともに、適切な維持管理を実施する。

## 6) 宅地

### ①住宅地

少子高齢化の進行やライフスタイル、価値観の多様化などに対応し、豊かな住宅

ストックを活用しながら、まちづくりと連携した計画的な住宅・住宅地の整備に必要な用地の確保を図る。

地域の自然的・社会的な特性を踏まえ、適切な土地利用を図るとともに、環境の保全に配慮しつつ、土地利用の高度化や低・未利用地の有効利用によるオープンスペースの確保など、安全性の向上や人にやさしいゆとりある快適な住空間の確保を図る。

## ②工業用地

産業構造の変化、工場立地の動向に対応しつつ、自然環境や地域社会との調和を図りながら、陸・海・空が一体となった交通基盤の整備による優位性を生かし、低・未利用地の有効利用にも配慮し、産業の高付加価値化、新たな産業の創出、国内外からの企業の誘致などに必要な用地の確保を図る。

## ③その他の宅地

既成市街地の適切な活用、都市機能の集積、良好な都市景観の形成を図りつつ、経済のソフト化・サービス化などの進展に対応した事務所・店舗等の用地の確保を図る。

まちづくりと一体となった商業集積や地域住民の生活を支え、人が集まる、魅力ある商店街の形成を図る。

また、郊外の交通結節点等における流通業務用地等については、周辺の土地利用との調整を図るとともに、地域の景観との調和に配慮する。

## 7) その他

文教施設、厚生福祉施設、公園緑地、廃棄物処理施設等の公用・公共用施設の用地については、災害時における防災機能にも配慮し、健康・福祉・文化等の県民生活上の重要性とニーズの多様化に対応した用地の確保を図る。

レクリエーション用地については、自然志向の高まりを踏まえ、自然環境の保全に配慮しつつ、観光や地域の振興などを勘案して整備を進める。

工場跡地等の都市の低・未利用地については、再開発用地や防災・自然再生のためのオープンスペース、公共用施設用地、住宅用地、事業用地等として地域の特性に応じた有効利用を図る。

農山漁村の耕作放棄地は、農用地としての活用を図るとともに、それぞれの地域の実情に応じた有効利用を図る。

### 3 地域類型別の県土利用の基本方向

#### 1) 市街地

生活の快適性や利便性の向上、安全で安心な、人にやさしいまちづくりを図るため、土地利用の高度化、都市機能の更新・再生を図るとともに、商業施設の撤退、工場の移転などによる跡地の有効利用を計画的に進め、集約型都市構造への転換を図る。

また、自然環境との調和や良好な景観の形成を図るとともに、災害に強い安全な都市づくりを進める。

#### 2) 農地と宅地が混在する地域

自然環境が残された空間であることから、農業と住民の生活が調和するような土地利用に努め、優良農地の確保や無秩序な開発の防止、自然環境の保全に配慮し、美しく暮らしやすい安全で良好な農住空間の形成を図る。

市街地近郊の里山地域については、貴重な緑地空間として、地域住民はもとより多様な主体の参画により、農地や森林の適正な管理及び自然とのふれあいの場の整備などを進めながら、多面的機能の維持増進を図る。

#### 3) 中山間地域

地理的条件が悪く、農業等の生産条件が不利であることに加え、農林業の担い手の減少や高齢化が急速に進行している一方、都市との適正な機能分担・連携強化を図り、人が集う活気あふれる地域としての期待が高まりつつある中で、地域住民はもとより多様な主体の参画により、河川の上流から下流までの地域が一体となった土地利用、自然環境や自然景観の保全、多面的機能の維持・向上を図るとともに、地域の資源や自然環境を生かした農林水産業の振興、安全で快適な生活環境の整備、広域的な交通アクセスの整備などを一体的に進める。

#### 4) 沿岸域

産業構造や輸送形態の変化、新たな海上ネットワークの形成などに対応した港湾、漁港施設の整備を進める。

また、自然志向の高まりに対応した快適な親水空間の形成を図るとともに、海岸保全機能の充実により安全な海岸の整備を進めるなど、自然環境や生態系、景観に配慮しつつ、地域住民はもとより多様な主体の参画により、沿岸域の調和のとれた利用と保全・再生を図る。

## 第2章 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

### 1 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

#### (1) 目標年次及び計画の基礎

①計画の目標年次は平成29年とし、基準年次は平成16年とする。

なお、平成22年を中間年とする。

②県土の利用に関して基礎となる人口と一般世帯数については、平成29年において、それぞれおよそ365万人、およそ138万世帯と想定する。

#### (2) 規模の目標

①県土の利用区分は、農用地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、宅地及びその他の7区分並びに人口集中地区とする。

②県土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の県土の利用の現況調査に基づき、将来における人口、経済見通しなどを前提とし、県土利用の基本方向を達成するために、利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態を踏まえて定めるものとする。

③県土の利用に関する基本構想に基づく平成29年の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりである。

表 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位：k m<sup>2</sup>、%)

年次 利用区分	平成 16 年	平成 22 年	平成 29 年	構 成 比		
				平成 16 年	平成 22 年	平成 29 年
農 用 地	759	722	695	9.8	9.3	8.9
農 地	756	720	694	9.7	9.3	8.9
採草放牧地	3	2	1	0.0	0.0	0.0
森 林	5,016	4,986	4,973	64.5	64.1	63.9
原 野	43	39	36	0.6	0.5	0.5
水面・河川・水路	298	300	300	3.8	3.9	3.9
道 路	330	342	369	4.2	4.4	4.7
宅 地	607	613	618	7.8	7.9	7.9
住 宅 地	344	350	356	4.4	4.5	4.6
工業用地	64	65	69	0.8	0.8	0.9
その他の宅地	199	198	193	2.6	2.5	2.5
そ の 他	727	779	790	9.3	10.0	10.2
合 計	7,780	7,781	7,781	100.0	100.0	100.0
人口集中地区	416	417	413	—	—	—

注(1) 道路は、一般道路、農道及び林道である。

(2) 人口集中地区は、「国勢調査」の定義による人口集中地区である。

平成 16 年欄の人口集中地区の面積は、平成 17 年の国勢調査による面積である。

(3) 構成比については、四捨五入の関係で、合計などがそれぞれの内訳を合計したものと一致しない場合がある。

## 2 地域別の概要

### (1) 地域区分の考え方

政令指定都市の誕生や市町村合併により、県内の地域構造が大きく変化していることから、県として広域的な施策を展開していく上で、特に重要となる次の3つの視点に立って地域を設定する。

- 静岡市や浜松市の政令指定都市への移行に伴い、県と政令指定都市との連携や役割分担による行政運営及び拠点的な都市機能の高度化や充実の必要性
- 東部地域における都市間連携による都市機能の高度化や富士山静岡空港周辺地域における都市圏形成など、新たな地域発展に向けての取組強化の必要性
- 伊豆半島地域における観光の再生など、重点的な地域振興や生活基盤整備の必要性

### (2) 地域区分

地域区分の考え方にに基づき、次表に掲げる伊豆半島地域、東部地域、中部地域、志太榛原・中東遠地域、西部地域の5地域に区分する。

ただし、これらの地域の境界については、厳密に区切られるものとは捉えず、境界を越えた交流・連携の中で柔軟に捉えることとする。

表 地 域 区 分

地 域 名	概ねの地域エリア
伊豆半島	熱海市、伊東市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町 (5市5町)
東部	沼津市、三島市、富士市、富士宮市、御殿場市、裾野市、小山町、長泉町、清水町、函南町、芝川町、富士川町 (6市6町)
中部	静岡市、由比町 (1市1町)
志太榛原 ・中東遠	焼津市、藤枝市、島田市、牧之原市、御前崎市、菊川市、掛川市、袋井市、磐田市、岡部町、大井川町、吉田町、川根本町、森町 (9市5町)
西部	浜松市、湖西市、新居町 (2市1町)

(3) 平成29年における県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標の地域別の概要

- ①農用地については、優良農用地の確保を図るものの、都市的土地利用への転換や耕作放棄地化などの減少が見込まれ、伊豆半島地域 50 k m<sup>2</sup>程度、東部地域 129 k m<sup>2</sup>程度、中部地域 60 k m<sup>2</sup>程度、志太榛原・中東遠地域 320 k m<sup>2</sup>程度、西部地域 136 k m<sup>2</sup>程度となる。
- ②森林については、農用地、道路、宅地等への転換はあるものの、県土や自然環境の保全を図るという見地から、伊豆半島地域 926 k m<sup>2</sup>程度、東部地域 831 k m<sup>2</sup>程度、中部地域 1,070 k m<sup>2</sup>程度、志太榛原・中東遠地域 1,100 k m<sup>2</sup>程度、西部地域 1,046 k m<sup>2</sup>程度となる。
- ③原野については、伊豆半島地域 2 k m<sup>2</sup>程度、東部地域 22 k m<sup>2</sup>程度、中部地域 8 k m<sup>2</sup>程度、志太榛原・中東遠地域 3 k m<sup>2</sup>程度、西部地域 1 k m<sup>2</sup>程度となる。
- ④水面・河川・水路については、農用地の減少に伴い水路は減少するが、ダムの新設などにより水面・河川が増加し、伊豆半島地域 12 k m<sup>2</sup>程度、東部地域 29 k m<sup>2</sup>程度、中部地域 39 k m<sup>2</sup>程度、志太榛原・中東遠地域 102 k m<sup>2</sup>程度、西部地域 118 k m<sup>2</sup>程度となる。
- ⑤道路については、新東名高速道路をはじめ、一般の国・県・市町道、農林道の整備などにより増加し、伊豆半島地域 39 k m<sup>2</sup>程度、東部地域 77 k m<sup>2</sup>程度、中部地域 42 k m<sup>2</sup>程度、志太榛原・中東遠地域 122 k m<sup>2</sup>程度、西部地域 89 k m<sup>2</sup>程度となる。
- ⑥宅地のうち、住宅地については、今後も世帯数の増加が見込まれ、伊豆半島地域 31 k m<sup>2</sup>程度、東部地域 88 k m<sup>2</sup>程度、中部地域 46 k m<sup>2</sup>程度、志太榛原・中東遠地域 110 k m<sup>2</sup>程度、西部地域 81 k m<sup>2</sup>程度となる。  
工業用地については、開発整備とともに、企業誘致を進め、伊豆半島地域 1 k m<sup>2</sup>程度、東部地域 20 k m<sup>2</sup>程度、中部地域 6 k m<sup>2</sup>程度、志太榛原・中東遠地域 30 k m<sup>2</sup>程度、西部地域 12 k m<sup>2</sup>程度となる。  
その他の宅地については、伊豆半島地域 24 k m<sup>2</sup>程度、東部地域 47 k m<sup>2</sup>程度、中部地域 25 k m<sup>2</sup>程度、志太榛原・中東遠地域 56 k m<sup>2</sup>程度、西部地域 41 k m<sup>2</sup>程度となる。
- ⑦その他については、公用・公共用施設の整備などを進め、伊豆半島地域 143 k m<sup>2</sup>程度、東部地域 209 k m<sup>2</sup>程度、中部地域 118 k m<sup>2</sup>程度、志太榛原・中東遠地域 199 k m<sup>2</sup>程度、西部地域 121 k m<sup>2</sup>程度となる。
- ⑧人口集中地区については、集約型都市構造への転換を図り、伊豆半島地域 17 k m<sup>2</sup>程度、東部地域 131 k m<sup>2</sup>程度、中部地域 98 k m<sup>2</sup>程度、志太榛原・中東遠地域 71 k m<sup>2</sup>程度、西部地域 96 k m<sup>2</sup>程度となる。

### 第3章 第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

#### 1 総合的な措置

##### (1) 総合的かつ計画的な県土利用

国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適切な運用により、また、本計画、県土地利用基本計画、市町村国土利用計画等を基本として、県土利用の総合的かつ計画的な調整を図り、適正な土地利用を確保する。

地域の個性や多様性を生かしつつ、地域間の機能分担と交流・連携を促進し、地域の活性化と自立的な発展を図ることを通じて、県土の均衡ある発展を図る。

土地の利用に当たって適切な指導、誘導が行えるよう、土地利用に関する適性評価指針や総合的な土地情報の整備を進め、住民参加の手法や即地的な情報の活用といった地域の取組事例に係る情報の共有などを促進する。

地価及び土地取引の動向調査、土地取引の届出審査など国土利用計画法の適切な運用により、土地取引の適正化を図る。

大規模な土地利用の転換については、その影響が広範であるため、周辺地域も含めて事前に十分な調査を行い、県土の保全と安全性の確保、環境の保全などに配慮した適正な土地利用を図る。

また、地域住民の意向等、地域の実情を踏まえた適切な対応を図るとともに、市町の基本構想等の地域づくりの総合的な計画との整合を図る。

県、市町による公的な役割、所有者等による適切な管理に加え、森林づくり活動や農用地・農業用施設の保全管理活動への参加など、県民一人ひとりが県土管理の一翼を担う取組を促進する。

持続可能な県土管理に資するため、総合計画等の各種指標の活用を図る。

##### (2) 美しい景観の形成と環境の保全

県土全体の景観形成の基本方針を示した「新静岡県景観形成ガイドプラン」の趣旨を踏まえ、産業の営みと自然・歴史・文化が調和した静岡県らしい景観やふるさとの美しい風景等の保全・創造・継承を図るとともに、魅力ある美しい農山漁村の形成を図る。

特に、我が国の象徴的な存在である富士山では、「富士山総合環境保全指針」、「富士山憲章」に基づき、総合的かつ長期的視点に立った環境の保全対策を進めるとともに、世界文化遺産登録に向けて、歴史的・文化的な美しい景観の保存・継承を図る。

「静岡県環境基本計画」に基づき、地球的視点に立った良好な環境の保全・創造を図る。

環境への負荷の少ない循環型社会の構築に向け、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを推進するとともに、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の未然防止、早期発見・早期対応に努める。

大規模な開発に当たっては、環境影響評価の適切な運用を行い、環境への負荷を最小限にするとともに、良好な環境の保全のため適切な指導を行う。

生活環境の保全を図るため、水質汚濁、土壌汚染、大気汚染等の環境監視体制を充実するとともに、地域の特性に応じた環境保全対策を進める。

生態系を形づくる優れた自然環境の保全対策や豊かな水辺空間の保全・復元を推進するとともに、河川の上流から下流までの地域の連携による県民参加の森林管理体制の構築を図る。

### (3) 安全な県土の構築

オープンスペースや緑地等の避難地や避難路の確保、ライフラインの多重化・多元化、道路の拡幅など、減災に配慮した土地利用を図る。

火山噴火、山崩れ、河川の氾濫、津波等の災害の恐れのある地域の土地利用に当たっては、災害の防止を図るよう適切な規制、指導を行うとともに、土砂災害対策や、荒廃森林の再生を含む治山施設、治水施設、海岸保全施設の整備を進める。

地盤が軟弱な地域や液状化の発生の可能性が高い地域については、地盤災害や洪水災害の防止のため、自然とのふれあいの場や遊水地等、都市的土地利用の緩衝帯として利用し、やむをえず都市的土地利用を行う場合は、十分な耐震性、遊水機能の確保を図るよう誘導する。

これらのほか、災害危険度等の適切な情報提供や地域の自主防災組織及び消防団等の活性化による地域防災力の向上、県民の防災意識の高揚を促すなどのソフト対策を加え、総合的な対策に取り組み、災害に強い安全で安心な県土利用を図る。

### (4) 豊かな県民生活を育み快適でうるおいある空間の形成

土地区画整理事業や市街地再開発事業等により市街地の計画的な整備を進めるとともに、中心市街地の活性化や都市機能の高度化の促進を図る。

下水道、都市公園、道路等の生活環境基盤の整備や廃棄物処理施設の設置への支援に努め、快適な居住環境の形成を図る。

生活にうるおいとやすらぎを与える水と緑の空間を形成するため、自然環境を生かしたレクリエーション施設、河川敷を活用した公園や緑地、水辺を生かした海岸、都市近郊林等の整備や自然とのふれあいの場づくりを進める。

地域社会との調和及び公害防止の充実を図りつつ、高度情報通信インフラ、研究開発インフラ、産業物流インフラ等の戦略的かつ総合的な整備を促進するとともに、質の高い低コストの工業用地の整備を進める。

## 2 利用区分別の措置

### 1) 農用地

安定的な農業生産構造の確立と競争力のある産地の育成を図るため、地域農業の持続的な発展に中心的な役割を果たす経営体への農用地の利用集積を進めるとともに、ほ場の大区画化や樹園地の平坦化などの農業生産基盤の整備を進める。

農業振興地域整備計画の適正な管理と農地転用許可制度の適切な運用により、都市的土地利用との調整を図りつつ、農用地の無秩序な利用転換を防止し、優良農用地の確保を図る。

耕作放棄地の発生防止に努めるとともに、耕作放棄地活用に向けた取組の強化、市民農園や生産緑地地区等を活用した都市農業の振興などにより、耕地利用率の向上を図る。

グリーンツーリズムや農地・水・環境保全向上活動等の展開により農村と都市との交流や農用地の持つ多面的機能への理解を進め、農用地の適切な維持・保全と県民の豊かな暮らしを支える機能の強化を図る。

### 2) 森林

地域森林計画等の森林整備目標のもとに、河川の上流から下流までの地域を基本的単位とし、その特質に応じた適正な森林の造成、維持、管理、利用や複層林、天然林の整備などによる多様な森林づくりを進める。

さらに、保安林の適正配備や治山事業等により県土保全機能を高め、「森林（もり）づくり県民税」により荒廃森林の再生を図り、災害に強い森林づくりを進める。

自然とのふれあいや交流の場等として、森林の多目的利用を図る。良好な生活環境の確保を図るため、森林公園、保健休養林、都市近郊林の整備などを進めるとともに、身近な里山の保全や整備、竹林の適正な管理や整備などを進める。

なお、森林の利用転換を行う場合には、防災面や環境面への配慮と周辺土地利用との調整を十分に行い、無秩序な転換の防止を図る。

### 3) 原野

生物の多様性の確保や生態系、景観に配慮した草地や湿原地の保護・復元を図りつつ、自然とのふれあいの場等として、原野の保全や利用を図る。

原野の利用転換を行う場合には、自然環境、景観、災害防止等に十分配慮する。

#### 4) 水面・河川・水路

水面については、安定した水資源の確保と供給を図るため、水辺空間の有効利用や自然環境の保全に配慮しつつ、多目的ダムやため池の整備を進める。

河川については、下水道や農地整備等と連携した重点的な河川整備に加え、防災情報の提供などのソフト対策を組み合わせた総合的な治水対策を進める。

また、水系ごとの河川整備計画等に基づく総合的な整備を推進するとともに、自然環境や生態系に配慮した多自然川づくり等の自然再生事業に取り組む。

水路については、農業の生産性の向上を図るため、自然環境に配慮しつつ、必要な整備を進めるとともに、予防保全対策等により施設の長寿命化を図り、計画的かつ機能的な更新整備を進める。

周辺の生活排水等による水質の悪化を防止するため、地域にとって最適な生活排水処理システムの整備の促進を図る。

#### 5) 道路

##### ①一般道路

陸・海・空一体の総合交通体系の確立や「静岡 30（サーティ）構想」の実現、効率的な物流体系の構築を図るため、新東名高速道路等の高規格幹線道路や地域高規格道路等の広域道路を整備し、道路交通ネットワークを形成するとともに、道路の耐震化や緊急輸送路の整備、代替輸送路の確保などの災害時の交通管理体制の構築を進める。

街路については、土地区画整理事業等と一体となった整備により、安全かつ円滑な都市交通の確保を図る。

障害者や高齢者等の視点に立った人にやさしい歩道の整備、電線類の地中化、地域の個性を生かしたシンボルロードの整備などにより、質の高い道路空間の形成を図る。

##### ②農道

農産物の流通などを担う幹線農道から末端農道に至る一貫した農道網を整備し、農業の生産性の向上や農村の生活環境の改善を図る。

##### ③林道

森林基幹道等の林道整備事業を進め、林業の生産性の向上、水源かん養林等の管理の効率化、山村の生活環境の改善を図る。

## 6) 宅地

### ①住宅地

住宅性能表示制度の活用や既存ストック循環型市場の形成促進などにより、豊かな住宅ストックの形成と有効活用を図る。

公的住宅地開発の推進や優良な民間住宅地供給の誘導などにより、低廉で良質な住宅地の供給を図る。

低・未利用の状態にある工場跡地、市街化区域内農地等の活用を図るとともに、都市基盤整備の立ち遅れが目立つ既成市街地や密集住宅地における土地区画整理事業等の住環境整備と一体となった住宅地の供給を進める。

また、産業の立地や大規模プロジェクトと連動した地域開発事業や地域活性化対策等に関連する公共公益施設の整備などにあわせた良好な住宅地の供給を進める。

中心市街地の活性化や地区計画等による良好なまちなみ形成などの地域に応じた取組への支援を行い、まちづくりと連携した住宅・住宅地づくりを進める。

### ②工業用地

県内経済の安定と活性化に資する国内外からの企業立地の促進を図るため、公的機関等による開発、工業系用途地域における土地区画整理事業を進め、工業用地の確保を図る。

農用地、森林等の自然的土地利用との調整を図りながら、新東名高速道路、富士山静岡空港、清水港・御前崎港等の交通基盤を生かした工業用地の開発整備を進める。

市町や企業の用地開発への要望に対し迅速かつ的確に対応するとともに、新たな造成に伴って市町が行う公共施設整備を支援する。

中小企業の集約化事業等により工場の適正配置を進め、住工混在の解消を図るとともに、廃棄物処理の適正化など地球環境に配慮した取組を促進する。

### ③その他の宅地

事務所・店舗等については、都市の中心部や駅周辺において、市街地再開発事業等による土地の高度利用を図り、都市の商業・業務・サービス機能等を高める。

中心市街地における産業・交流・生活機能の一体的な整備や効率的で環境負荷の少ないまちづくりを推進するとともに、地域主導による計画づくりやにぎわい創出、防災性の高い市街地づくりを進める。

新東名高速道路等の高規格幹線道路、港湾、富士山静岡空港周辺においては、流通業務用地等の整備を進める。

## 7) その他

公用・公共用施設については、地域の実情や災害時の避難地、防災拠点等としての役割を踏まえ、整備を進める。

海洋、温泉等の資源や本県の地理的条件を生かし、ゆとりある余暇を楽しむため、地域の特性に応じたレクリエーション施設の整備を進める。

工場跡地など都市の低・未利用地については、県土の有効利用や保全の観点から、防災・自然再生のためのオープンスペース、公共用施設用地等としての再利用を図り、耕作放棄地は、所有者等による適正な管理に加え、多様な主体が直接的・間接的に参加することを促進することにより、立地条件に応じた利用を図る。

### 3 地域類型別の措置

#### 1) 市街地

土地区画整理事業や市街地再開発事業等により、健全な市街地の整備、情報通信基盤など高次な都市機能の集積、都市景観の形成などを図り、地域の特性を生かした個性あるまちづくりを進める。

市街地内における公共交通機関の充実や新たな交通システムの導入など、都市の集約・再生・保全や環境に焦点をあてた効率的で環境負荷の少ない都市づくりを進める。

すべての人が安全で安心して生活できるまちづくりを進めるとともに、快適な環境づくりを目指し、公園、緑地、広場、下水道等の整備を進める。

都市型災害による被害を軽減するため、地震や火災に対しては、都市防災不燃化促進事業や市街地再開発事業等により、建築物の不燃化・耐震化や市街地内の安全空間の確保を図り、集中豪雨等による水害に対しては、河川改修等のハード対策と浸水実績の情報提供などのソフト対策を総合的に推進する。

工場跡地等の低・未利用地については、再開発用地、オープンスペース等として有効利用を図る。

地区計画制度やまちづくりリーダーの活用などにより、住民の意向を反映した快適で質の高いまちづくりを進める。

#### 2) 農地と宅地が混在する地域

農業的土地利用と都市的土地利用との十分な調整を図り、農産物の安定供給や、豊かな自然環境、美しい景観との調和、下流河川への影響に配慮した土地利用を行うため、住民の意向を反映し、地域の特性に応じた良好な農業生産基盤や都市施設の整備を進めるとともに、開発に対する適切な誘導と県民の暮らしを守る農地の多面的機能の向上を図る。

また、遊休化した農地の市民農園への活用などを進め、新鮮で安全な農産物を供給するとともに、県民の憩いの場としての整備・活用を図る。

#### 3) 中山間地域

中山間地域における拠点集落や快適な生活環境の整備、道路ネットワークの構築、地域資源の活用、魅力ある就業の場の創出など、地域の活性化と定住化の実現のための条件整備やグリーンツーリズムの展開に必要な交流拠点等の施設整備を進めるとともに、農用地や森林の適切な管理を図るための体制を構築する。

特に、新東名高速道路等の開発プロジェクトが進行する地域や拠点集落等では、

農業的土地利用と都市的土地利用との十分な調整を図りながら、高速交通網の整備などに対応した土地利用や地域活性化施設等の整備を進める。

自然環境保全対策、治山・土砂災害対策等の強化を図るとともに、大規模開発を行う場合は、周辺地域の環境や河川の下流域に及ぼす影響に十分配慮する。

大井川源流地域や富士山をはじめとした優れた自然環境の保全のための調査や自然環境の復元、自然環境保全協定の締結などを進め、適正な管理と保全を図るとともに、適正な利用を促進する。

#### 4) 沿岸域

県内各港湾の機能分担を踏まえた物流拠点港湾の整備、水産業の基盤としての漁港整備、海洋性レクリエーションや観光にも配慮した港湾・漁港の整備を進める。

高潮、津波等の災害から県土を保全し、安全性を確保するため、海岸保全施設や海岸防災林の整備を進めるとともに、自然環境や生態系の保全に十分配慮しつつ、人工海浜、遊歩道等の魅力ある海岸環境の創出を図る。

特に、海岸侵食が深刻な遠州灘沿岸については、土砂移動の仕組みを解明し、沿岸全体の土砂移動がバランスを保つことができる対策を進めるとともに、関係者による情報の共有と連携のもと、侵食の著しい箇所への緊急的対策を図る。

## 4 地域別の措置

安全が確保された県土のうえに、活力と魅力にあふれる地域を形成するために、自然環境との調和を図りながら、富士山静岡空港、新東名高速道路等の新たな交通基盤の整備を図っていくとともに、それらを生かし、静岡トライアングルリサーチクラスターの形成など、各地域の目標像に合わせた地域づくりを進める。

ただし、施策によっては、それぞれの地域が連携し、総合的な展開を図ることが必要となっていることから、地域の境界については、厳密に区切られるものではなく、境界を越えた交流・連携の中で柔軟に捉えることとする。

各地域の特性に応じた主な地域施策は、次のとおりである。

### (1) 伊豆半島地域

伊豆半島地域は、我が国を代表する宿泊観光地として、伝統の中に新しさが光る国際観光地“伊豆”づくりを進めるとともに、地域資源を磨き、生活基盤を整備することにより、住む人も訪れる人も快適で魅力ある地域の形成を図る。

本地域は、三方を海に囲まれた半島地域で、城ヶ崎海岸、石廊崎、堂ヶ島等の奇岩絶壁や白浜海岸等の砂浜が美しい海岸風景を形成するとともに、天城山系の森林や浄蓮の滝、河津七滝等の景勝地が多数存在している。

これらの美しい自然環境を継承し、富士箱根伊豆国立公園等の自然環境を守り育てる活動など、美しい地域景観の形成を図るため、海岸景観や森林景観、農山漁村の集落景観の保全と整備を行う。

地域が一体となった周遊・滞在型観光地づくりを進めるため、既存観光施設や名所・旧跡の再整備、伝統的な建造物の保全・活用や温泉情緒の感じられるまちなみ等の温泉街の景観形成に取り組む。

また、ファルマバレー（富士山麓先端健康産業集積）プロジェクトの推進により健康関連産業の誘致・育成を図るとともに、かかりつけ湯等の地域の資源や環境を生かした健康保養地づくりを促進する。

伊豆ブランドの農林水産物の生産振興を図るため、農林道や漁港の整備を行うとともに、グリーンツーリズムをはじめ、観光との連携による地域の特性を生かした取組を促進する拠点施設の整備を進める。

自然災害による被害を受けやすい地域が多いことから、災害防止や水源かん養等の多面的機能にも着目した森林の整備と併せて、流域を単位とした総合的な治山・治水・土砂災害防止対策を進める。

快適な生活の維持・向上を図るため、身近な公園や地域に適した生活排水処理施設の整備を図るとともに、都市住民の受け皿づくりを促進する。

伊豆縦貫自動車道の整備を促進するとともに、地域内外との交流・連携や住民生活の基盤であり、災害時の輸送路を確保する上でも重要な国道等の広域幹線道路や地域内の主要道路等の整備を進め、これらと接続する市町道や農道、林道の整備を促進する。

さらには、高度情報社会の進展に対応した情報通信基盤の整備を促進する。

## (2) 東部地域

東部地域は、富士山の豊かな自然や首都圏に近接する環境を生かし、地域における連携と機能分担により、100万人都市圏にふさわしい高次な都市機能や世界的な研究開発拠点と健康関連産業等、新たな産業が集積する魅力あふれる地域の形成を図る。

本地域は、東京から約100kmに位置し、長い海岸線を有する東駿河湾を前面に擁する地域で、富士山周辺には白糸の滝、柿田川湧水、楽寿園、駒門風穴等の名所があるほか、函南原生林、千本松原、大瀬崎等の多様な自然が残されている。

これらの豊かな恵みを後世に継承するため、富士山を中心とした環境保全対策を総合的に推進するとともに、富士山周辺の森林景観や狩野川、富士川等の河川景観、千本浜等の海岸景観等の形成を促進する。

箱根山系や天城山系の森林地域においては、低地の多い狩野川下流域への影響を考慮し、災害防止や水源かん養等の多面的機能を発揮しうるよう維持・管理を図る。富士山麓や箱根西麓地域においては、富士山の火山噴火後の降雨による土砂流出対策を図る砂防施設の整備や荒廃森林の再生を図る。狩野川水系や沼川においては、河川改修等の治水対策を進める。

JR主要駅周辺においては、鉄道高架化、土地区画整理事業、市街地再開発事業等を促進し、産業文化や都市的アメニティを享受できるような高次都市機能の集積を図る。

ファルマバレー（富士山麓先端健康産業集積）の形成を促進し、東名高速道路沼津インターチェンジ周辺においては、人材育成、研究開発、生産の機能を有する新たな産業拠点の整備を促進する。

富士山麓や箱根西麓地域においては、周辺の自然と調和した先端技術産業、研究・研修機関等の用地の整備やゆとりある生活を享受できる都市基盤の整備を進めるとともに、酪農、米、茶、みかん、わさび、水かけ菜等の地域農業の振興を図る生産基盤の整備を進める。

また、富士山の魅力を国内外に広く発信するため、世界文化遺産への登録促進を図るとともに、富士山麓の大自然をステージとした観光交流や地域振興の取組を促進する観光レクリエーション拠点の整備を進める。

広域的な交流・連携を促す交通ネットワークの形成を図るため、首都圏をはじめ、全国との交流の基盤となる新東名高速道路や伊豆縦貫自動車道の一環でもある東駿河湾環状道路の整備を促進するとともに、国道等の広域幹線道路や地域内の主要道路等の整備を進める。

船舶の大型化に対応した港湾物流機能の強化と大規模地震災害時の緊急物資輸送が可能な耐震強化を図るため、重要港湾田子の浦港における多目的国際ターミナルの整備を進める。

さらには、高度情報社会の進展に対応した情報通信基盤の整備を促進する。

### (3) 中部地域

中部地域は、行政、経済、文化など県都にふさわしい高次な都市機能を集積するとともに、優れた芸術文化の発信や特色ある産業の育成などにより、国内外と人・もの・情報が活発に交流するにぎわいと創造性豊かな地域の形成を図る。

本地域は、山梨、長野両県と接している南アルプスの山岳地帯から、中山間地域を経て安倍川流域に広がる平野へと続き、駿河湾に至る変化に富んだ地形となっている。1,000k㎡を超える森林には南アルプスを形成する天然林からスギ、ヒノキの人工林が広がり、中山間地域では茶園やみかん畑等が見られる。

南アルプスの山岳部から駿河湾沿岸までの自然景観の形成を図るとともに、奥大井・南アルプスマウンテンパーク構想に沿った環境保全対策や、有度山丘陵の中日本平地区における森林空間の活用、日本の重要湿地に指定されている麻機遊水地における自然環境の保全や再生への取組を進める。

安倍川上流部においては、災害防止や水源かん養等の多面的機能を備えた健全な森林づくりや治山・土砂災害対策等を進める。

また、由比地区等の地すべり対策、巴川の総合治水対策等の治水対策、静岡・清水海岸等の侵食対策を進める。

J R 東静岡駅周辺においては、新たな都市拠点の形成に向けて土地区画整理事業等による都市基盤の整備を促進し、J R 静岡駅周辺をはじめ、J R 清水駅周辺や清水港周辺等においては、商業、情報、文化等の高次都市機能の集積を促進する。また、高度医療施設の整備などにより中枢機能の強化や広域的な支援機能の充実を図る。

さらに、フーズ・サイエンスヒルズ（食品・医薬品・化成品産業集積）の形成に向けて、既存の地域産業の高度化や新たな産業の創出を図る基盤の整備を促進する。

茶、わさび、みかん、花き等の地域農業を支えるビジネス経営体の育成や、生産基盤の整備、木材生産と森林整備を図る林道の整備を進める。

全国との交流の基盤となる新東名高速道路や中部横断自動車道の整備、国道1号バイパスの立体化などを促進するとともに、国道等の広域幹線道路や地域内の主要道路等の整備を推進する。

人や物の交流を促進する特定重要港湾清水港の港湾機能の充実や清水港を拠点とした海上交通ネットワークの整備を進める。

さらには、高度情報社会の進展に対応した情報通信基盤の整備を促進する。

#### (4) 志太榛原・中東遠地域

志太榛原・中東遠地域は、陸・海・空の交通結節地域として、地域内都市や中山間地域、海岸地域が連携し、都市間の連携により富士山静岡空港を生かした都市機能がバランスよく配置され、本県の新たな玄関口にふさわしい都市圏づくりや、国内外との交流拠点の形成、特色ある産業集積を図るなど、多重心型の地域の形成を図る。

本地域は、駿河湾・遠州灘に面し、北部の山岳地帯から海岸部までには、広大な森林や茶園、市街地、田園空間等が広がっている。

また、静岡市と浜松市に隣接し、茶の生産をはじめとする本県有数の農業地域であるとともに、東海道ベルト地帯の一翼を担う産業が立地しており、東名高速道路、東海道本線、御前崎港等の交通基盤に加え、今後、富士山静岡空港や新東名高速道路が整備され、広域交通の要衝として位置づけられる地域である。

大井川上流域等の貴重な自然環境の保全を図るとともに、南アルプス・奥大井等の森林景観、平野部に広がる田園景観や牧之原をはじめとする茶園景観、駿河湾・遠州灘に面した水辺景観等の形成を促進する。

また、大井川流域等においては、災害防止や水源かん養等の多面的機能を有する森林の適正な整備や保全を図る。太田川ダムの整備や太田川の河川改修等の治水対策、遠州灘海岸等の侵食対策を進める。

本地域では、米、メロン等の施設園芸、各種の露地野菜等、様々な農業生産が行われており、地域農業を代表する茶は、生産量で県の約 8 割を占める最大の産地である。今後も、経営規模の拡大や生産性向上を図るため、引き続き、優良農地の確保と生産基盤の整備を進めるとともに、林業振興を図る森林の整備や水産業振興を図る漁港の整備を進める。

J R 駅周辺や、中心市街地においては、土地区画整理事業や市街地再開発事業等により都市基盤の整備と商業・業務施設等の立地を促進し、土地利用の高度化を図るとともに、周辺市街地においても地域特性を生かした土地区画整理事業等により、快適な生活空間の形成を促進する。

また、高速道路等のインターチェンジ周辺、御前崎港周辺、富士山静岡空港周辺等においては、自然環境の保全や農業的土地利用との調整に配慮しつつ、交通結節点の機能を生かした都市的土地利用の誘導に努める。

本地域の優れた立地条件を生かし、フーズ・サイエンスヒルズ（食品・医薬品・化成品産業集積）の形成や、国内外からの企業誘致を積極的に展開し、特色ある産業集積地域の形成を促進するため、低・未利用地の有効利用を促進するとともに、工業団地の整備などを進める。

国内外との航空交通ネットワークを形成する富士山静岡空港の整備を推進するとともに、東西交通の新たな要となる新東名高速道路や国道 1 号バイパスの 4 車線化などの広域幹線道路の整備を促進し、空港アクセス主要 3 ルート等の地域内の主要道路等の整備を進める。

人や物の交流を促進する重要港湾御前崎港における多目的国際ターミナルの整備を進めるとともに、大井川港における耐震強化岸壁の整備を促進する。

さらには、高度情報社会の進展に対応した情報通信基盤の整備を促進する。

## (5) 西部地域

西部地域は、森林や清流、浜名湖等の豊かな自然のもと、都市部や中山間地域、浜名湖周辺等の地域が一体的な圏域を形成し、それぞれの地域特性を生かしながら、高次な都市機能や世界をリードする産業の集積、多彩な地域文化の融合による新たな都市圏の形成を図る。

本地域の北部には急峻な南アルプス西南部の山間地域を擁し、中央部には天竜川が遠州灘へと流れ、そこに形成された平野部には地域の中心的都市が形成され、その西には浜名湖が広がっている。

天竜奥三河国定公園、浜名湖県立自然公園、奥大井県立自然公園や自然環境保全地域に指定されている地域も多く、海、山、川、湖の多彩な自然に恵まれた地域である。

天竜川上流域等の広大な森林や浜名湖の豊かな自然環境を保全しながら、天竜美林が織りなす森林景観や浜名湖、遠州灘等の美しい水辺景観の形成の促進や、環境と調和した森林や水辺のレクリエーション空間の整備を進める。

また、浜名湖、佐鳴湖の環境保全対策として、水質浄化や水辺環境の保全の取組を促進する。

西遠の農業地域においては、浜名湖周辺のみかんや花き、三方原台地の野菜等の全国有数の産地として安定した経営の維持・発展を図るため、生産基盤の整備を進める。

また、北遠の森林地域においては、天竜杉に代表される豊富な森林資源を背景に、低コストで品質の確かな優良木材の供給を図るため、生産性の向上を促進するとともに、災害防止や水源かん養等の多面的機能を発揮しうるよう森林整備及び基盤整備を進める。

天竜川下流地域においては、安間川の河川改修等の治水対策や遠州灘海岸の侵食対策を進める。

本地域の広域的な都市づくりの拠点となるＪＲ浜松駅周辺においては、市街地再開発事業によるにぎわいや快適さのある中心市街地の整備と土地区画整理事業による都市基盤の整備を促進するとともに、周辺地域においても、地域の均衡ある発展と各地域の良さを生かす都市圏の形成を目指し、地域特性を生かした土地区画整理事業による都市基盤の整備を促進する。

フォトンバレー（光・電子技術関連産業集積）の形成など、新たな産業の育成と地域産業の活性化を図るため、低・未利用地の有効利用を促進し、新東名高速道路や三遠南信自動車道等の交通基盤を生かした工業団地の整備などを進めるとともに、既存産業の集積や浜名湖等の恵まれた自然景観を生かし、国内外からの企業立地を促進する。

首都圏や中京圏、南信濃をはじめ、全国との交流の基盤となる新東名高速道路や三遠南信自動車道の整備を促進するとともに、関連アクセス道路の整備を推進する。

また、住民生活はもとより産業面でも重要な役割を果たしている国道等の広域幹線道路や地域内の主要道路等の整備を推進する。

さらには、高度情報社会の進展に対応した情報通信基盤の整備を促進する。